

令和7年第1回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和7年1月14日（火）

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	議案第1号	小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和7年度教育施策について
第3	議案第2号	小金井市いじめ防止基本方針の一部改定について
第4	議案第3号	令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書採択（追加分）について
第5	報告事項	1 令和6年第4回小金井市議会定例会について
		2 その他
		3 今後の日程
第6	代処第1号	職員の退職に関する代理処理について
第7	代処第2号	職員の分限処分に関する代理処理について
第8	代処第3号	職員の退職に関する代理処理について
第9	代処第4号	職員の退職に関する代理処理について
第10	代処第5号	職員の分限処分に関する代理処理について
第11	代処第6号	職員の退職に関する代理処理について
第12	代処第7号	職員の分限処分に関する代理処理について

議案第1号

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和7年度教育施策について

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和7年度教育施策を別紙のように定める。

令和7年1月14日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和7年度教育施策を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市教育委員会の教育目標

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願う

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が活かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針 2 「個性」と「創造力」の伸長】

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針 3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針 4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

令和 7 年度教育施策

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」を実現するため「第 3 次明日の小金井教育プラン」、「第 4 次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進する。

1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

(1) 人権教育の推進

ア 人権教育に係る教員研修の実施

(7) 人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して相互に尊重し合い共存できる平和で豊かな社会を実現するため、全教員が「小金井市子どもの権利に関する条例」及び「小金井市男女平等基本条例」を理解し、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制を構築する。

(4) 児童・生徒の「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を推進するため、すべての教員の人権感覚を磨き、人権課題についての理解と認識を深める教員研修を実施する。

イ いじめ防止対策推進条例の周知と運用

(7) 「小金井市いじめ防止対策推進条例」に基づき、小金井市及び学校が「いじめ防止基本方針」を策定する。令和 7 年「小金井市いじめ防止基本方針」の改定に基づいた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的ないじめ防止対策が図られるよう学校に指導・助言を行い、いじめはどこの学校にも起こりうるという認識の下、学校と家庭、地域社会が連携し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させる。

(4) 誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進する。

(2) 思いやりや公共心の育成

ア いじめ・不登校に関する対策

(7) 児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、魅力ある学校づくりを進めるとともに教員の資質向上を図る。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能の向上を図る。

- (4) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう多様な学びの場を提供し、校内外の支援体制の強化を図る。また、不登校支援コーディネーターを中心とした組織的対応を推進するとともに、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。

イ 体験活動・ボランティア活動の充実

- (7) 協力して役割を果たす大切さを考える集団宿泊活動、社会の一員である自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考えるボランティア活動、自然や動植物を愛し大切に作る心を育てる森林体験等の自然体験活動の充実を図る。小金井市気候非常事態宣言を受けての取組「ハチドリプロジェクト」において、児童・生徒が自分にできることを考え実践する、児童・生徒主体の取組を推進する。
- (4) 幅広い年齢層の人々と接しながら、地域社会に対する愛着を高めるとともに、社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の道徳性を養う上で有効な体験活動の充実を図る。
- (4) 児童・生徒の豊かな学びの実現のために、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施を支援する。

ウ 道徳教育の充実

- (7) 思いやりの心や公共心を着実に育むため、児童・生徒一人一人が道徳的価値について、考え、議論する道徳授業を展開できるよう指導・助言する。
- (4) 学校・保護者・地域社会が一体となって取り組む道徳教育に資するため、道徳の授業を公開する道徳授業地区公開講座の充実を図る。

2 「個性」と「創造力」の伸長

(1) 個性と創造力を伸ばす教育の推進

ア その子らしさを伸ばす教育の推進

- (7) 児童・生徒の表現力を高めるために、まず教員が児童・生徒の声に耳を傾け、しっかりと聴き、児童・生徒が自分の考えを安心して伝えることができる教育活動を展開する。
- (4) 学校の枠をこえて、児童・生徒が自分の考えや意見を表明する機会の充実を図る。

イ 読書活動・表現活動の充実

- (7) 学校図書館について、児童・生徒の自主的・協働的な学習活動を

支援し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を担う「学習センター」としての活用を推進する。

- (4) 学校図書館支援員を全校に配置し、各学校における朝読書や読書週間、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等の活動の充実を図るとともに、読書感想文コンクールを実施する。

ウ 国際社会を生きるための語学指導の充実

- (7) 児童・生徒が外国語に触れる機会を充実させ、外国語を用いて主体的に自信をもって楽しくコミュニケーションしようとする授業を実現するため、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、小学校において体験型英語学習施設における体験活動を実施する。

- (4) 帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒が、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう、日本語の指導が必要な児童・生徒に対して日本語指導員を派遣する。

エ 個性や創造力を育むための文化的行事の充実

- (7) 児童・生徒が自他のよさを見つけ合い、自己の成長を振り返ってよさを伸ばそうとする向上意欲につなげるため「連合作品展」「連合音楽会」を開催する。

- (4) 児童・生徒の豊かな感性・情操を育てるため、より質の高い芸術に触れる機会として「オーケストラ鑑賞教室」「合唱鑑賞教室」等を開催する。

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

ア （仮称）小金井市教育支援センターの設置

- (7) 幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて、切れ目のない支援として「一人一人の子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を展開する。

- (4) 多様化・複雑化している児童・生徒が抱える不安や悩みの解決に向け、学校内の相談体制を充実させるとともに、教育相談等の総合窓口としての（仮称）小金井市教育支援センターの設置に向け、市の相談業務を集約、整備し、他の相談機関との連携強化を図る。

イ 特別支援教育の推進

- (7) 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の理解促進を図り、学校において「すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック」を活用した授業の実施を推進する。

- (4) すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解

と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応を図るため特別支援教育研修会を充実する。

- (ウ) 児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた合理的配慮について検討し、適切な指導を実施するため、巡回相談、校内委員会を活用した組織的な支援体制の充実を図る。

3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

(1) 確かな学力の確立

ア 個を伸ばす授業改善と学力向上

- (ウ) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるため、全教員が授業を公開し、学習指導案や教材等の市内教員間での共有化を図る。

- (イ) 「主体的・対話的で深い学び」を目指し、対話のある授業や児童・生徒主体の探究的な授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、日々の授業を振り返り、授業改善推進プランを改定する。

イ 未来を創る力を育むICT活用の推進

- (ウ) ICT機器を日常的に授業で活用し、児童・生徒の認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた「個別最適な学び」を実現するとともに、他者と協働して学びを深める「協働的な学び」との一体的な充実を図る。

- (イ) ICT機器を効果的に活用することで、児童・生徒に必要な知識を効率的に習得させることにより、課題発見・解決学習や体験学習を実施する時間を確保するとともに学習活動の充実を図る。

- (ウ) デジタル社会に必要な能力を身に付け、デジタル社会をよりよく生きる力を養う「デジタル・シティズンシップ教育」の推進を図る。

- (エ) 「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）」を基に、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮する。

(2) 健康・食育の推進

ア 体育・健康・安全教育の充実

- (ウ) 体力向上に取り組み、児童・生徒が主体的に運動やスポーツに親しむ態度を育てる。

- (イ) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた重点的な指導を通して、児童・生徒の体力向上を図

る。

- (㊦) 自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、安全教育に加え、家庭・地域・医師会・関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室、生命（いのち）の安全教育の実施を推進する。
- (㊧) 部活動の維持・充実のために地域人材の活用等を計画的に進め、「部活動指導員」「部活動外部指導員」を配置する。

イ 食育の推進

- (㊦) 食育を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける。健全な食生活を実践できる児童・生徒を育てるため、食育リーダーを中心として学校教育活動全体を通じた食育の組織的・計画的な推進を図る。
- (㊧) 食育リーフレットを配布し、家庭における食生活の大切さの理解向上を図る。
- (㊨) 給食では、地場野菜を活用した共通献立を提供する。

ウ 給食関連整備

学校給食調理の民間委託によって生み出された財源を活用し、給食施設の充実を図るとともに、労働衛生環境改善のため、計画的に空調設備を設置する。

(3) 信頼される学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクールの推進

- (㊦) 学校運営協議会における熟議の充実を図り、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力を推進し、社会に開かれた教育課程を実現する。
- (㊧) 地域学校協働本部とともに教育活動を支援する人材の確保に努め、児童・生徒の放課後の充実を図り、地域全体で児童・生徒を育てていく環境を構築する。
- (㊨) 学校の教育活動を積極的に保護者や地域に公開・発信するとともに、学校評価の結果に基づいた学校運営の改善及び結果の公表を図り、透明性の高い学校運営の推進を図る。

イ 学校施設の充実

学校施設における安全・安心の確保、教育環境・生活環境の向上、避難所としての防災機能強化、地域連携の場としての施設整備を図るため、学校施設の維持管理及び老朽化対策を適切に実施するとともに、増改築を計画的に進める。

ウ 通学路の安全確保

- (7) 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため行政・警察・学校・P T A等による学区内の危険個所の点検を実施する。
- (4) 「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」について、児童・生徒へのより一層の理解・啓発を図る。
- (7) 行政、警察、学校及びP T Aと連携し学区内の危険個所の点検等を実施する。

エ 学区域の見直し

児童数の増加が予想されるため、地域と市立学校との結びつきを維持しながらも、指定校変更に関して柔軟な対応を図る。

オ 豊かな放課後の居場所づくり

- (7) すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、学童保育と放課後子ども教室の在り方、充実した活動場所の提供について検討する。
- (4) コミュニティ・スクールにおける放課後子ども教室のビジョンを構築し、学校の教育内容と系統性のある放課後の過ごし方について研究する。

(4) 教員の研修と働き方改革

ア 校内研修と教員の研修の充実

- (7) すべての教員が今日的な教育課題に対応するため、教職経験や職層に応じた教員の実践的指導力及び必要とされる能力を高める研究・研修の充実を図る。
- (4) 児童・生徒がI C T機器を有効活用し、一人一人の認知の特性や習熟の程度に応じた授業が実践できるよう、大学等と連携した最新かつ実践的な研究の充実を図る。

イ 教員の働き方改革

- (7) 出退勤システムを活用して勤務時間の見える化を図り、在校時間の適切な把握と意識改革の推進を図る。
- (4) 中学校部活動指導員等を派遣し、中学校での部活動指導のアウトソーシングを推進する。

4 「生涯学習」と「文化・スポーツの振興」

(1) 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

ア 0歳から始まる生涯学習

乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や体験機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」の支援に努める。

イ 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～
子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも
学び合えるよう「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくり
に向けて、図書館、公民館及びスポーツ施設等で各種施策の充実に取り
組むとともに、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。

ウ 共生社会における生涯学習の推進

誰もが自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流活動
の推進を図るとともに、障がいの有無、年齢、性、国籍などに関わり
なく、互いに理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や
教室、交流機会の充実を図る。

エ 「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進

誰もが、いつでも、どこからでも安心して学習に参加できるよう、
ICTを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、
学習の場の充実を図る。

(2) 地域と共につくる生涯学習

ア 学校・地域が連携した生涯学習活動の推進

市内の全公立小中学校において「コミュニティ・スクール」制度の
導入とともに「地域学校協働活動」に取り組み、子どもたちの放課後
の居場所づくりの充実に向け、学校と地域が連携した生涯学習活動の
推進を図る。

イ 学びの継続と成果の活用の推進

市民が学習の成果を活かし、また身近な人や地域のために還元でき
るよう、学習成果の発表や活用機会の充実を図る。

ウ 地域団体や学校との連携による学びの推進

社会教育関係団体、スポーツ団体及び大学やNPO法人など、地域
の豊かな活動主体の活動を支援するとともに、連携を通じて市民の多
様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図る。

エ 郷土の歴史や芸術・文化に親しむ機会の充実

史跡や文化財及び郷土芸能をはじめとした数多くの郷土資源を活
用し、伝統文化や芸能の継承をはじめ、郷土文化に親しむ機会づくり
の充実に努める。

(3) 生涯学習のネットワークづくり

ア 支援者の人材育成とコーディネート機能の充実

地域で生涯学習活動を支える地域人材の育成を図るとともに、活動
をけん引するリーダーの育成に努める。また、施設の相互利用など、
近隣市との交流・連携や、友好都市との文化交流など、市外との広域

連携の推進を図る。

イ 社会教育施設等の活用の推進

図書館、公民館及びスポーツ施設等の既存の社会教育施設等の有効活用を図り、施設・設備の適切な維持管理、整備充実に努める。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。

ウ 情報発信・相談体制の充実

生涯学習に関する必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法の工夫と充実を図る。また、市民や団体の、様々な学習や生活上の不安・悩みの解決に向けて、気軽に相談できる体制づくりを推進する。

教育施策 新旧対照表

令和7年度	令和6年度	備考
<p style="text-align: center;">令和7年度教育施策</p> <p>省略</p> <p>1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成</p> <p>(1) 人権教育の推進</p> <p>ア 省略</p> <p>イ いじめ防止対策推進条例の周知と運用</p> <p>(7) 「<u>小金井市いじめ防止対策推進条例</u>」に基づき、<u>小金井市及び学校が「いじめ防止基本方針」を策定する。令和7年「小金井市いじめ防止基本方針」の改定に基づいた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的ないじめ防止対策が図られるよう学校に指導・助言を行い、いじめはどこの学校にも起こりうるという認識の下、学校と家庭、地域社会が連携し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させる。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(2) 思いやりや公共心の育成</p> <p>ア いじめ・不登校に関する対策</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう多様な学びの場を提供し、校内外の支援体制の強</p>	<p style="text-align: center;">令和6年度教育施策</p> <p>省略</p> <p>1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成</p> <p>(1) 人権教育の推進</p> <p>ア 省略</p> <p>イ いじめ防止対策推進条例の周知と運用</p> <p>(7) 「<u>小金井市いじめ防止対策推進条例</u>」に基づき、<u>小金井市及び学校が「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめはどこの学校にも起こりうるという認識の下、学校と家庭、地域社会が連携し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させる。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(2) 思いやりや公共心の育成</p> <p>ア いじめ・不登校に関する対策</p> <p>(7) 省略</p> <p>(4) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう多様な学びの場を提供し、校内外の支援体制の強</p>	<p>前文</p> <p>本文</p>

化を図る。また、不登校支援コーディネーターを中心とした組織的対応を推進するとともに、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。

イ、ウ 省略

2 「個性」と「創造力」の伸長

(1) 個性と創造力を伸ばす教育の推進

ア、イ 省略

ウ 国際社会を生きるための語学指導の充実

(7) 児童・生徒が外国語に触れる機会を充実させ、外国語を用いて主体的に自信をもって楽しくコミュニケーションしようとする授業を実現するため、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、小学校において体験型英語学習施設における体験活動を実施する。

(4) 省略

エ 省略

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

ア (仮称) 小金井市教育支援センターの設置

(7) 省略

(4) 多様化・複雑化している児童・生徒が抱える不安や悩みの解決に向け、学校内の相談体制を充実させるとともに、教育相談等の総合窓口としての(仮称)小金井市教育支援センターの設置に向け、市の相談業務を集約、整備し、他の相談機関との連携強化を図る。

イ 特別支援教育の推進

(7)、(4) 省略

化を図る。また、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。

イ、ウ 省略

2 「個性」と「創造力」の伸長

(1) 個性と創造力を伸ばす教育の推進

ア、イ 省略

ウ 国際社会を生きるための語学指導の充実

(7) 児童・生徒が外国語に触れる機会を充実させ、外国語を用いて主体的に自信をもって楽しくコミュニケーションしようとする授業を実現するため、小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置する。

(4) 省略

エ 省略

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

ア (仮称) 教育支援センターの設置

(7) 省略

(4) 多様化・複雑化している児童・生徒が抱える不安や悩みの解決に向け、学校内の相談体制を充実させるとともに、教育相談等の総合窓口としての(仮称)教育支援センターの設置に向け、市の相談業務を集約、整備し、他の相談機関との連携強化を図る。

イ 特別支援教育の推進

(7)、(4) 省略

(ウ) 児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた合理的配慮について検討し、適切な指導を実施するため、巡回相談、校内委員会を活用した組織的な支援体制の充実を図る。

3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

(1) 確かな学力の確立

ア 個を伸ばす授業改善と学力向上

(ア) 省略

(イ) 「主体的・対話的で深い学び」を目指し、対話のある授業や児童・生徒主体の探究的な授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、日々の授業を振り返り、授業改善推進プランを改定する。

イ 未来を創る力を育むICT活用の推進

(ア) 省略

(イ) ICT機器を効果的に活用することで、児童・生徒に必要な知識を効率的に習得させることにより、課題発見・解決学習や体験学習を実施する時間を確保するとともに学習活動の充実を図る。

(ウ)、(エ) 省略

(2) 省略

(3) 信頼される学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクールの推進

(ア) 学校運営協議会における熟議の充実を図り、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力を推進し、社会に開かれた教育課程を実現する。

(イ)、(ウ) 省略

イ 省略

ウ 通学路の安全確保

(ウ) 児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた合理的配慮について検討し、適切な指導を実施するため、巡回相談、校内委員会の充実を図る。

3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

(1) 確かな学力の確立

ア 個を伸ばす授業改善と学力向上

(ア) 省略

(イ) 「主体的・対話的で深い学び」を目指し、対話のある授業や探究的な授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、日々の授業を振り返り、授業改善推進プランを改定する。

イ 未来を創る力を育むICT活用の推進

(ア) 省略

(イ) ICT機器を効果的に活用することで、児童・生徒に必要な知識を効率的に習得させ、課題発見・解決学習や体験学習の充実を図る。

(ウ)、(エ) 省略

(2) 省略

(3) 信頼される学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクールの推進

(ア) 学校運営協議会を中心に、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力を推進し、社会に開かれた教育課程を実現する。

(イ)、(ウ) 省略

イ 省略

ウ 通学路の安全確保

(ア)、(イ) 省略

(ウ) 行政、警察、学校及びPTAと連携し学区内の危険個所の点検等を実施する。

エ、オ 省略

(4) 省略

4 「生涯学習」と「文化・スポーツの振興」

(1) 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

ア 省略

イ 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～

子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合えるよう「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館、公民館及びスポーツ施設等で各種施策の充実に取り組むとともに、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。

ウ、エ 省略

(2) 省略

(3) 生涯学習のネットワークづくり

ア 省略

イ 社会教育施設等の活用の推進

図書館、公民館及びスポーツ施設等の既存の社会教育施設等の有効活用を図り、施設・設備の適切な維持管理、整備充実に努める。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。

ウ 省略

(ア)、(イ) 省略

(ウ) 行政・警察・学校・PTAと連携し学区内の危険個所の点検等を実施する。

エ、オ 省略

(4) 省略

4 「生涯学習」と「文化・スポーツの振興」

(1) 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

ア 省略

イ 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～

子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合えるよう「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館・公民館・スポーツ施設等で各種施策の充実に取り組むとともに、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。

ウ、エ 省略

(2) 省略

(3) 生涯学習のネットワークづくり

ア 省略

イ 社会教育施設等の活用の推進

図書館や公民館、スポーツ・レクリエーション施設などの既存の社会教育施設等の有効活用を図り、施設・設備の適切な維持管理、整備充実に努める。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。

ウ 省略

小金井市の教育スローガン

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい

「笑顔」いっぱいのところには、一人一人を大切にする空気があります。

「わくわく」いっぱいのところには、一人一人が生きる真の学びがあります。

一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。

議案第2号

小金井市いじめ防止基本方針の一部改定について

小金井市いじめ防止基本方針の一部を別紙のように改定する。

令和7年1月14日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

小金井市いじめ防止基本方針について、小金井市いじめ防止対策推進条例を踏まえたものに改定する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市いじめ防止基本方針

令和7年1月14日 小 金 井 市
小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の意義

「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけではなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活等を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。

小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。

子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることが出来るまちをつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことが出来る社会を実現する必要がある。

以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下「市」という。）、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）、小金井市いじめ防止対策推進条例（令和2年条例第33号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理

的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはならない。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

(2) 児童等の保護の徹底と主体的な取組への支援

ア いじめられた児童等を徹底して守り通す。

いじめられた児童等からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

イ 児童等主体の取組を支える。

学校は、周囲の児童等がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた児童等を守り通すとともに、周囲の児童等の発言を促すための児童等による主体的な取組を支援する。

ウ いじめの再発防止に努める。

いじめを行った児童等に対しては、その心情及び背景を踏まえて指導を行うとともに、いじめを行った児童等及びその保護者に対して必要な支援を行う。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等をいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 組織等の設置

ア 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、

「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

- (ア) 「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体への醸成
- (イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成
- (ウ) 児童等自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童等自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- (エ) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- (オ) 児童等及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- (カ) 家庭訪問、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力

イ 早期発見

- (ア) 児童等の微妙な変化を見逃さない日常生活のきめ細やかな観察
- (イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備
- (ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備
- (エ) 教職員全体によるいじめに関する情報の共有

ウ 早期対応

- (ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受けた場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応
- (イ) 聴き取り、アンケート調査等による迅速な事実確認
- (ウ) いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全の確保
- (エ) いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- (オ) 教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施
- (カ) 関係児童等及びその保護者が一堂に会しての謝罪・反省・和解の会の開催
- (キ) いじめを見ていた児童等が自分の問題として捉えられるようにする取組
- (ク) 加害者・被害者双方の保護者への支援・助言
- (ケ) 保護者会の開催などによる保護者との情報の共有

- (ロ) 関係機関、専門家等との相談・連携
- (ハ) いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談・連携

エ 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

6 市・教育委員会における取組

(1) いじめの防止等のための組織づくり

ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、小金井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (イ) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- (ウ) その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関として、専門的な知識を有する者から構成される小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主な所掌事項は次のとおりとする。

- (ア) いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの審議に関する事項
- (イ) 教育委員会又は学校が行ういじめ防止等の対策に関する事項
- (ウ) 学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査に関する事項

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底

教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 相談体制の整備と周知

児童等及び保護者が面接、電話、メールなど、多様な方法による相談ができる窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備する。また、市教育相談所及び学校における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の相談体制や連絡先を定期的に児童等、保護者及び市民に周知する。

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的な知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的な対処ができるよう学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関との連携を図る。また、児童等に対する情報モラル教育の充実及び家庭に対する啓発活動に取り組む。

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な被害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

- ア いじめられた児童等の安全の確保
- イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告
- エ 関係機関、専門家等との相談・連携
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力
- キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

- ア 支援及び調査と情報の提供
小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織

に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

8 その他

市は、この基本方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。

小金井市いじめ防止基本方針 新旧対照表

改定方針	現行方針	備考
<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>「いじめ」は、それを受けた人の人権を侵害し、心身だけでなく、将来をも壊す可能性がある。それゆえ、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送れるようにすることを目指し、いじめ問題に責任をもって取り組み、対策を充実させていくことが必要である。未来を担う子どもたちが、心豊かで安全・安心に生きる社会をいかにしてつくっていくか、それは、子どもたちに関わる全ての人々が取り組む課題である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成21年に小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）を制定し、平成24年に「いじめのないまち小金井」を宣言し、平成26年には「小金井市いじめ防止基本方針」を掲げ、いじめのない小金井市の実現に向けて取り組んできた。しかし、いじめは、年々複雑になり、深刻な事態も見られており、ここで、改めて問題を見つめ直すこと、いじめの防止等のための新しい組織づくりに取り組むことが必要になってきた。</u></p> <p><u>子どもを取り巻く大人たちが、それぞれの責務を果たし、子どもと共にお互いに協力し合うことで、子どもたちが心豊かで安全・安心に生きることができるとつくり、人権を尊重し合う温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができる社会を実現する必要がある。</u></p> <p><u>以上のことを踏まえ、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市（以下</u></p>	<p>1 基本方針策定の意義</p> <p><u>いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、全ての児童・生徒（以下「児童等」という。）が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。</u></p> <p><u>小金井市では、平成24年10月に学校と市民が力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望をもって健やかに育つことができるように「いじめのないまち 小金井」を宣言し、その実現に全力で取り組んできた。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「いじめのないまち 小金井宣言」</u></p> <p><u>未来を担う子どもたちが、笑顔とともに元気で、毎日を過ごすことは、みんなの願いです。ここに、「いじめのないまち 小金井」を宣言します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>一 こころをつなぎ「いじめゼロ」をめざします。</u> <u>一 がまんをしないで相談します、相談させます。</u> <u>一 ねばりよく、かけがえのない命を守ります。</u> <u>一 いじめをしない、させない勇気を持ちます。</u> <p><u>小金井市は、学校等、市民の皆さんとも力を合わせ、子どもたちが温かい人間関係を築き、夢と希望を持って健</u></p>	<p>いじめ防止対策推進条例の前文を踏まえた規定への変更及び語句の整備</p>

「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、市民及び関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)、小金井市いじめ防止対策推進条例(令和2年条例第33号。以下「条例」という。)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、ここに小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための道

やかに育つことができるように、全力で取り組むことを誓います。

平成24年10月1日

小金井市

小金井市教育委員会

小金井市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)は、「いじめのないまち 小金井宣言」を受け、学校におけるいじめの問題を克服し、児童等の尊厳を保持する目的の下、小金井市(以下「市」という。)、小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、学校、家庭、地域住民その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)や東京都いじめ防止対策推進条例(平成26年東京都条例第103号)、小金井市いじめ防止対策推進条例(令和2年条例第33号)等に基づき、いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、教育委員会及び学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として組織的な対策を講じていく必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

ア いじめに関する児童等の理解を深める。

児童等がいじめについて深く考え理解するための

語句の整備

語句の整備及び児童等の意

徳科授業及び児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促し、児童等が意見を持ち、表明でき、そうした意見が尊重される学校を目指す。

(2) 省略

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組によりいじめ問題の解決を図る。

(4) 家庭・地域・関係機関と連携した取組

地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、家庭や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組むものとする。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等がいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校におけるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 省略

(2) 組織等の設置

ア 省略

取組として道徳の時間、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、児童等が、いじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

(2) 省略

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

ア 学校一丸となって取り組む。

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

(4) 保護者・地域・関係機関と連携した取組

ア 地域社会総掛かりで取り組む。

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関、市立小中学校以外の学校と連携し、いじめ問題に対する理解を深め、地域社会総掛かりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童等がいじめから保護する。また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

5 学校における取組

(1) 省略

(2) 組織等の設置

ア 省略

見に係る規定の追加

語句の整備

同上

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

(ア) 省略

(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等によるいじめを行わない態度・能力の育成

(ウ) } 省略
(エ) }
(オ) }

イ 早期発見

(ア) 省略

(イ) 全ての児童等に対して6月、11月及び2月の「いじめ防止対策強化月間」におけるいじめの実態を把握するためのアンケート調査等の実施及び全ての児童等がいじめに関する相談等をしやすい体制の整備

(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談等の窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備

(エ) 省略

ウ 早期対応

(ア) いじめを発見した場合又はいじめの報告を受け

イ 重大事態が発生した場合には、学校及び学校設置者は、速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市、教育委員会及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。次に各段階における取組例を示す。

ア 未然防止

(ア) 省略

(イ) 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめを行わない態度・能力の育成

(ウ) } 省略
(エ) }
(オ) }

イ 早期発見

(ア) 省略

(イ) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童等がいじめを訴えやすい体制の整備

(ウ) 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知、スクールカウンセラーと児童等の面談等による相談体制の整備

(エ) 省略

ウ 早期対応

(ア) いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で

語句の整備

同上

同上

アンケート調査実施時期の明確化

語句の整備

規定の整備

<p>た場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的対応</p> <p>(イ) <u>聴き取り</u>、アンケート調査等による迅速な事実確認</p> <p>(ウ) } 省略 (エ) }</p> <p>(オ) <u>教育的配慮の下、いじめた児童等への毅然とした態度による指導及び背景を理解した支援や教育相談等の実施</u></p> <p>(カ) } 省略 (キ) } (ク) }</p>	<p>抱え込まない速やかな組織的対応</p> <p>(イ) <u>聞き取り</u>、アンケート調査等による迅速な事実確認</p> <p>(ウ) } 省略 (エ) }</p> <p>(オ) <u>教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童等への指導</u></p> <p>(カ) } 省略 (キ) } (ク) }</p>	<p>語句の整備</p> <p>規定の整備</p>
<p>エ <u>重大事態への対処</u></p> <p><u>重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、学校は教育委員会と連携して5(2)アに規定する組織を設けるなどして、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。</u></p>	<p>エ <u>重大事態への対処</u></p> <p>(ア) <u>いじめられた児童等の安全の確保</u></p> <p>(イ) <u>いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保</u></p> <p>(ウ) <u>関係機関、専門家等との相談・連携</u></p> <p>(エ) <u>いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携</u></p> <p>(オ) <u>重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力</u></p> <p>(カ) <u>重大事態発生について教育委員会への報告</u></p> <p>(キ) <u>重大事態の調査結果についての市長の調査（再調査）への協力</u></p>	<p>新設規定「7 重大事態への対処」に移行</p>
<p>6 市・教育委員会における取組</p> <p>(1) いじめの防止等のための組織づくり</p> <p>ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置</p> <p>市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、<u>小金</u></p>	<p>6 市・教育委員会における取組</p> <p>(1) いじめの防止等のための組織づくり</p> <p>ア 小金井市いじめ問題対策連絡協議会の設置</p> <p>市は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより、「<u>小</u></p>	<p>語句の整備</p>

井市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」
という。）を置く。連絡協議会の主な所掌事項は次の
とおりとする。

(ア) }
 ㄥ } 省略
(ウ)

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、
いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、
条例で定めるところにより、教育委員会の附属機関
として、専門的な知識を有する者から構成される小
金井市教育委員会いじめ問題対策委員会を置く。主
な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
 ㄥ } 省略
(ウ)

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受
けた場合において、当該報告に係る重大事態への対
処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止の
ため必要があると認めるときは、条例で定めるとこ
ろにより、市長の附属機関として、小金井市いじめ
問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定
に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行
う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底
教育委員会は、小金井市子どもの権利に関する条例
を教育委員会の教育施策に位置付け、児童等、家庭及
び市民に周知・徹底を図り、子どもの人権を守りいじ
めの未然防止及び早期解決に努める。

金井市いじめ問題対策連絡協議会」を置く。主な所
掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
 ㄥ } 省略
(ウ)

イ 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会の設置
教育委員会は、小金井市いじめ問題対策連絡協議
会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための
対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関と
して、専門的な知識を有する者から構成される「小
金井市教育委員会いじめ問題対策委員会」を置く。
主な所掌事項は次のとおりとする。

(ア) }
 ㄥ } 省略
(ウ)

ウ 小金井市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、法第30条第1項の規定による報告を受
けた場合において、当該報告に係る重大事態への対
処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のた
め必要があると認めるときは、法第30条第2項の
規定に基づき、市長の附属機関として、「小金井市
いじめ問題調査委員会」を設置し、法第28条第1
項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調
査）を行う。

(2) 小金井市子どもの権利に関する条例の周知・徹底
教育委員会は小金井市子どもの権利に関する条例
（平成21年条例第11号）を教育委員会の教育施策
に位置付け、その周知・徹底を図り、子どもの人権を守
りいじめの未然防止及び早期解決に努める。

語句の整備

規定及び語句
の整備

語句の整備

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 省略

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、こども家庭センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的知識をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、家庭及び市民に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

生活指導主任研修会、人権教育推進委員会等と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対処

学校において重大事態が発生した場合、7 重大事態への対処に基づき、小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校及び教育委員会と連携して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) いじめの防止等に関する取組

ア 省略

イ 関係機関との情報共有や連携

警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、市立小中学校以外の学校等の関係機関と情報共有や連携を図る。

ウ 教職員の資質能力の向上、専門的知識を有する者の確保等

教職員の資質能力の向上を図るために、いじめ問題等に関する研修の企画・実施等、必要な措置を講じていく。また、心理又は福祉の専門的知識を持つスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを確保し、学校に派遣する。

エ 省略

オ 啓発活動

いじめの防止等に向けて、児童等、保護者及び地域に対して必要な広報及び啓発活動に取り組む。

カ いじめの防止等のための調査研究の実施

6月、11月及び2月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査を行う。また、生活指導主任研修会、人権教育推進委員会と連携し、年間を通じていじめの防止等のための調査研究、検証等を行い、その成果を普及する。

(4) 重大事態への対応

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査

語句の整備

同上

同上

規定の整備

新設規定「7 重大事態への対処」に移行

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は学校及び教育委員会が行う。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(ア) 児童生徒が自殺を企図した場合

(イ) 身体に重大な被害を負った場合

(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

(エ) 精神性の疾患を発症した場合など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

相当の期間学校を欠席することとは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、当該児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

(2) 学校における重大事態への対処

ア いじめられた児童等の安全の確保

結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生したいじめの重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

規定の追加

イ いじめられた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保

ウ 重大事態発生について教育委員会へ報告

エ 関係機関、専門家等との相談・連携

オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

カ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会が行う調査への協力

キ 重大事態の調査結果についての6(1)ウに規定する市長の調査（再調査）への協力

(3) 市・教育委員会における重大事態への対処

ア 支援及び調査と情報の提供

小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会は、学校のいじめの防止等の組織に専門家や事務局職員を派遣して必要な支援を行い、必要な措置を講じていくことを指示する。また、当該報告に係る事案について必要な調査を行う。事実関係その他必要な調査結果について、学校やいじめを受けた児童等及び保護者に対して適切に提供する。

イ 報告及び再調査

学校で発生した重大事態について、実施した調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。市長は、必要があると認めるときは、調査組織を設けて調査を行う等の方法により学校や教育委員会が行った調査について再調査を行うことができるものとする。

小金井市いじめ防止基本方針の改定

1 スケジュール

(1) これまでの経緯

平成21年 3月	「小金井市子どもの権利に関する条例」施行
平成24年10月	「いじめのないまち小金井」宣言
平成25年 9月	「いじめ防止対策推進法」施行・・・国
平成25年10月	「いじめ防止対策基本方針の策定について」通知・・・国
平成26年12月	<u>「小金井市いじめ防止基本方針」策定</u>
令和 3年 4月	「小金井市いじめ防止対策推進条例」施行
令和 3年11月	<u>「小金井市いじめ防止基本方針」改定（*1）</u>

（*1）その後、「小金井市いじめ防止基本方針」に関して、令和4年1・10月、5年1・11月、6年1月開催のいじめ問題対策委員会において再改定に向け審議（計5回）

令和6年8月21日	校長会に改定案を報告
令和6年8月27日	令和6年第9回教育委員会にパブコメ実施を報告
令和6年8月28日	庁議
令和6年9月10日	パブリックコメント（10月15日まで）（*2）
（*2）事前に、パブリックコメントにかける内容（改定案及び新旧対照表を含む。）を教育委員に送付	
令和6年9月12日	厚生文教委員会にパブコメ実施を報告
令和6年11月26日	令和6年度第1回いじめ問題対策委員会でパブリックコメントの結果報告及び改定案反映について審議
令和7年1月14日	令和7年第1回教育委員会に改定議案提出

(2) 今後の予定

令和7年2月	令和6年度第2回いじめ問題対策委員会で確定版を報告
令和7年2月	厚生文教委員会で確定版を行政報告
令和7年3月	学校及び市民に向けて確定版を公表
令和7年度	学校いじめ防止基本方針の改定

2 主な改定内容

- (1) 前文の内容を小金井市いじめ防止対策推進条例の前文の内容を踏まえたものに変更
- (2) 児童・生徒の意見の重要性を追加
- (3) 重大事態への対処の流れを整理
- (4) 語句の整備（「保護者」→「家庭」、「地域」→「市民」等）

議案第3号

令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書
の採択（追加分）について

令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書について、別紙のとおり採択をする。

令和7年1月14日提出

小金井市教育委員会

教育長 大熊 雅士

（提案理由）

令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書について、文部科学省より供給ができない書籍がある旨の連絡があり、改めて採択する必要があるため、本案を提出するものであります。

令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書（追加分）

[東小学校 （ひまわり学級）]

種目	発行者	学年	検定済教科用図書、文部科学省著作教科用図書、一般図書名
算数	こばと教材出版	5	中級編ジャンプアップ さんすうⅡ
算数	こばと教材出版	5	中級編ジャンプアップ さんすうⅢ

令和 6 年第 4 回小金井市議会定例会（教育委員会関係）（日曜議会 15 分間）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	清水 がく 議員	街の仲間 たち	<p>小金井市内で活躍する「ものづくり（滑空機製作）」を応援しよう</p> <p>①市内小学校や中学校はじめ、ものづくりを間近で見る、感じることによる子どもたちにとっても重要な経験と考える。また、滑空機のテスト走行を市内施設で行うなど、市としても応援できることは多いと考える。</p>
2	たゆ 久貴 議員	日本共産 党小金井 市議団	<p>学生・若者への支援の充実を</p> <p>①市の奨学資金制度の拡充を</p>
3	遠藤 百合子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	<p>薬物乱用防止を更に推進していくために</p> <p>①教育委員会の取り組みは</p>
4	安田 けいこ 議員	生活者 ネット ワーク	<p>子どもたちの外遊び・散歩の機会確保を</p> <p>①一小校舎の建て替え工事中の対策について</p>

※ 質問の通告があり、当日質問をされなかったものも含む。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	<p>放課後の総合的対策について</p> <p>①放課後の総合的対策について</p>
2	清水 がく 議員	街の仲間 たち	<p>小金井市内で活躍する「ものづくり（滑空機製作）」を応援しよう</p> <p>①上水公園で試験走行をできないか</p>

※ 質問の通告があり、当日質問をされなかったものも含む。

令和6年第4回小金井市議会定例会（教育委員会関係）（残時間 45分間）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	村山 ひでき 議員	みらいの こがねい	「市」民の「役」にたつ「所」の職場環境を考えよう ①地域と職場の安全管理 ・現業職員は不補充のままでいいのか
2	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	放課後の総合対策について ①放課後の総合対策について
3	鈴木 成夫 議員	みらいの こがねい	子どもたちが未来を生き抜くチカラを育む教育環境整備を ①プログラミング教育やSTEAM教育の導入状況 ②不登校児童生徒、発達障がい児童生徒に対する個別支援体制の現状と課題は何か ③地域を学校が連携して進める防災教育の取組みをしないか
4	遠藤 百合子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	小中学校の不登校の現状と課題 ①不登校の児童・生徒 小学校に関して・中学校に関して・原因と対処方法は・市としての考え方を
5	河野 麻美 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	市内産農産物の更なる活用について ①給食における更なる活用について ②目合わせ会・意見交換会の開催について
6	片山 かおる 議員	子どもの 権利を守る 会	ひきこもりの実態調査と必要な支援を ①特定検診の受診について。 学齢期のひきこもりへの対応は。
7	水谷 たかこ 議員	小金井を おもしろ くする会	学童保育所の大規模化解消に向けた取り組みについて ①学童保育所のタイムシェアをしていくための課題は何か

※ 質問の通告があり、当日質問をされなかったものも含む。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	岸田 正義 議員	みらいの こがねい	放課後の総合的対策について ①放課後の総合的対策について
2	小林 正樹 議員	小金井市 議会公明 党	公民館本館について ①利用状況について ②設備や備品の管理について ③将来の施設の考え方について
3	水上 洋志 議員	日本共産 党小金井 市議団	学童保育所の大規模化への対応について ①放課後子ども教室との連携について

※ 質問の通告があり、当日質問をされなかったものも含む。

教育委員会の今後の日程

令和7年1月14日

会 議 名	日 時	場 所
東京都市町村教育委員会連合会 第3回常任理事会・理事会	1月16日(木) 午後1時、2時	東京自治会館
市町村教育委員研究協議会 (後期)	①1月16日(木) 13時 ②2月7日(金) 13時	①オンライン開催 ②TKP 新橋カンファ レンスセンター
南中学校研究発表会	1月17日(金) 午後1時40分	南中学校
東中学校研究発表会	1月31日(金) 午後1時30分	東中学校
小金井教育の日	2月5日(水) 午後2時15分	小金井 宮地楽器ホール
令和7年 第2回教育委員会定例会	2月12日(水) 午後1時30分	801会議室
前原小学校開校 60周年記念式典	2月21日(金) 午後2時	前原小学校
東京都市町村教育委員会連合会 第2回研修会	2月28日(金) 午後2時	東京自治会館
中学校卒業式	3月19日(水) 午前	各中学校
小学校卒業式	3月25日(火) 午前	各小学校
令和7年 第3回教育委員会定例会	3月25日(火) 午後1時30分	801会議室
小学校入学式	4月7日(月) 午前	各小学校
中学校入学式	4月8日(火) 午前	各中学校